

郵便局データ活用アドバイザリーボード (第7回) 議事要旨

- 1 日時：令和7年1月20日（月）15:15～16:35
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
谷川座長、庄司座長代理、板倉構成員、大谷構成員、下山構成員、長田構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
杉崎日本郵政株式会社DX戦略部長
山中日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室長
五味日本郵便株式会社執行役員
芦田個人情報保護委員会事務局企画官
枚浦デジタル庁参事官
 - ・発表者
二井国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長
四辻国土交通省住宅局住宅総合整備課企画専門官
 - ・総務省
牛山郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
 - ② 日本郵政・日本郵便の取組について
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言）
 - (2) 議題
 - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
(事務局より資料7-1に基づき郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について説明があった。)
 - ② 日本郵政・日本郵便の取組
(日本郵便及び事務局より資料7-2に基づき日本郵便の取組について、

日本郵政より資料7-3に基づき日本郵政の取組について説明があつた。)

③ 意見交換

(各構成員より以下のとおり意見があつた。)

<空家法改正に伴う郵便分野ガイドライン解説の改正>

○板倉構成員：対象事案等は議論してきたので全然問題ないが、ひな形の4の1番目のポツについて、この文書を出すのが市長であり、個人情報保護法上の行政機関等になるので、おそらく第三者提供という用語は使っておらず、使うのであれば外部提供になる。そもそも行政機関等は目的内であれば本人の同意なく外部提供できるが、それもしませんという趣旨で書いてあるのか、あまりそこは気にせず、民間のように書いてあるのか、どちらになるのか。私は適切に取得したものであれば、別にそれ以上の、つまり目的内外部提供まで禁止する必要はないのではと思っているが、ここは何かあるのか。

○折笠郵便課長：弁護士会照会などを参考に、民間のような書きぶりになっていたもの。

○板倉構成員：行政機関等の場合は、目的内外部提供はそもそも同意が要らないと思うので、行政機関等に合わせるのであれば、同意を得ることなく目的外利用はしないとしてよいが、外部提供しないことまで書かなくていいと思う。

○折笠郵便課長：あくまでも現時点のひな形案であり、今先生からいただいたご指摘も踏まえて、行政機関の場合、目的内であれば同意は必要ないという方向で、ほかの類型なども見ながら修正したい。

○板倉構成員：お願いする。単純に個人情報保護法第69条を守るというようなことが書いてあればいいのかなと思う。

○谷川座長：それでは、その点を確認の上もう1回ひな形をご提示することとしたいと思うが、ほかにご質問はあるか。
よろしければ、本件、引き続き次回のアドバイザリーボードで、ひな形の件について確認して前へ進めたいと思う。

○折笠郵便課長：もし可能であれば、ひな形はこれから修正することとしつつ、差し支えなければガイドラインの解説についてはパブコメ等の手続に入らせていただけないか。

○谷川座長：パブコメを出すことについてご異論ある方いらっしゃるか。特段のご異論がないようなので、パブコメは出してもらい、ひな形は別途ご検討いただくという格好で進めたいと思う。

○折笠郵便課長：ひな形の修正案を作り、各構成員の皆様にもご確認させていただくようにしたい。

○板倉構成員：ガイドライン解説はパブコメにかけるとして、ひな形はガイドライン解説の一部ではないという扱いになるのか。

○折笠郵便課長：ひな形はガイドライン解説の一部ではない。ガイドライン解説においては、事前にこういった要素についてしっかりと適切に扱うことを確認した上で申請してくれる自治体を対象にする旨を記載しており、ひな形は実際の申請のときに出していく様式になる。ガイドライン解説そのものとは別のあるが、執行の段階で使うものというイメージで考えている。

○板倉構成員：了解。

○谷川座長：事務局から今後の進め方について他に何かあるか。

○折笠郵便課長：少しだけ補足申し上げると、ひな形は、板倉先生からいただいたご指摘を踏まえて修文を考えて、また確認をさせていただく。ガイドライン解説の本体は、個人情報保護委員会や日本郵便との調整を経て、意見公募をあまり遅くならず、速やかに実施したいと思っており、大きな修正がなければ5月頃に施行できるように、ひな形の準備も含めて進めたいと思っている。

また、意見公募の実施やその結果等は、改めて構成員の皆様にご報告をさせていただきたい。

○谷川座長：それでは、そのように進めていただきたい。

＜データ活用に関する日本郵便の取組＞

○谷川座長：五味執行役員にお尋ねしたいが、過去の災害時の業務の再開のスピードは、大体どのような実績を郵便局としては持たれているのか。

○五味執行役員：災害対応は地域によって当然濃淡があり、例えば能登半島地震の場合、本当に配達不能になった地域というのは、エリア単位というか、町丁目の単位で、1か月から2か月再開ができなかった事例もある。

能登半島地震の場合は、発災が元日の16時頃だったので、全ての集配社員が年賀配達を終えて帰局した後だった。一方で、東日本大震災の場合は14時46分頃で、社員がフィールドに出ていたときで、そのとき安否確認などをしながら業務を中止して、そのエリアのメンバーは帰局を試みてみたものの、被害に遭った社員、受託者もいた。

そういう際に実際に帰局したルートや、毎日毎日業務で回っているルート、被災のときの当日のルートもプローブデータから分析できる。

お尋ねの業務再開という点では、行けるところについて安全を確認しながら問題ない地域はできるだけ早いタイミングで再開をする、エリアによっては翌日も普通にやれるところや長期間配達を休止するなど、様々な事例がある。日々のプローブデータでどこまで被災地をカバーできるかはあるが、例えばユースケースとしては、先ほどご紹介したような東日本大震災のときに、そのエリアから帰ってこられるかというデータも取り溜めていくと、一定のユースケースはあるのかなと考えている。

○下山構成員：今回の実証は人命救助なので、非常に重要なのでぜひ進めてほしいという前提で確認したい点がある。2ページ目上の3点目の目的のところを整理していくと、最終的に実際の災害発生時にはプローブデータを加工している余裕がないという前提で、未加工のものを自治体等に提供して課題解決を進めたいというように書いているが、これを目的とする場合、実証の段階から未加工のプローブデータで実際機能するのかを確認する必要があると考えた。一方で未加工のプローブデータは平時の実証で提供ができないため、加工したプローブデータでまずは実証するというお考えなのかお伺いしたい。

私の理解したところでは、2種類の実証が必要なのではと思われる。まずは、未加工のプローブデータが、災害発生時に災害対応している自治体の、例えば、災害対応のシステムなり、そのときに稼働するものと連携して、実際に通行不能な道路を特定できるかという実証と、もう一つは平時に稼働しているシステム上で、平時から何らかの、8ページ目にあるようなビジネス目的でのプローブデータ、参考として載せていただいているプローブデータを匿名化加工したものを平時から幅広く自治体以外でも活用して、それを使って災害発生時に実際に特定が可能かという実証の、2種類の実証が今回の目的を達成するために必要なではないかと受け取っており、この先の実証をどのように進める予定かお伺いしたい。

○五味執行役員：下山先生ご指摘のとおりで、実際に本当に機能するか確認しようと思った場合に、2種類の実証が必要になってくると思う。

未加工のデータをそのまま抽出して即時性の実証が必要というのはおっしゃったとおりで、今回、あえて実証の段階では加工済みのデータでやるのは、折笠課長からも補足でご説明いただいたけれども、去年もやらせていただいた公的基盤連携の実証事業の中でも、ガイドライン解説の事例2の大規模災害の解釈をどこまで限定期に見るかという点を抑制的に考えたもの。大規模災害や事故が起こったときに守ろうとしている人命等の法益と、郵便法やプライバシー、信書の送達の有無で保護する法益との利益衡量の中で利活用の正当性を判定する部分は実証段階では少し限定期に解する必要があるのではと考えた。

未加工データを渡すことは、実証机上段階について、一定程度抑制的に解釈をしながら、未加工データをどういうタイミングで出せるかについては、そこで渡すことまでしなくとも、道路を特定する中でシミュレーションすること自体は可能ではないかということで、完全な再現性を若干犠牲にしながら、今回のプランでは実証のやり方を整えている。

一方で、実際に役立たなければ意味がなく、最終的には下山先生おっしゃるように、システム連携も含めてプローブデータで道路を通れた、通れないことを最終的には地図上に表現する形で提供することは想定している。但し、その前段階で通れるか、通れないかというデータに有用性があるかなど、プローブデータの単なる垂れ流しだけにならずに、実際に使う側の自治体でこれを受けた形でどのように使っていただけたかを検証するためにどういう連携が考えられるのかは継続課題。まだこれだけで全てでないが、おっしゃられた観点まで含めてステップ論で実装していきたい。

○下山構成員：少なくとも災害発生時にいきなり何も例証していないデータを受け取るというのは、まず不可能という前提で考えていくべきだと思う。そこで、今、自治体でもハード面だけでなくソフト面での避難訓練というか、実際に発生したときにシステム側はどう連携して、どう稼働して、何を分析して何を出すのかとかを行っている自治体もある。そういうところと連携して、災害発生時に限定して提供可能とする解釈を、実証段階や平時のシミュレーションでどう解釈するかの整理が必要であり、災害時だけデータを提供して機能することはないと考えられるので、その解釈でしっかりと機能するかのフィージビリティーの検証はしておかなければいけない。限定期にこの団体とだけまずは実証するとか、これが実際機能するように、そういうステップを踏む方法をもう少し検討・検証してほしい。

加工したプローブデータでも十分目的に資する可能性もあり、それを検討されている実証の中で、平時にも使っているものがそのまま転用可能であれば災害時にも一番使えるはずなので、その方向でまず検討いただいて、どうしても精緻な情報が必要になるケースがある場合は、災害発生時を想定した検証という形で進めるイメージ正在している。

いずれにしても、これは本当に期待しているので、ぜひ進めていただくようにお願いする。

○森構成員：不動産、建物IDの14ページ。これは、配達原簿から不動産ID用のデータを生成することなので、不動産ID側のデータというのは建物と結びついているかもしれないが、もともとの状況では、配達原簿の住居事実等と結びついている、紐付いているのではないかと思われる所以、不動産ID官民連携協議会員に提供され、不動産ID提供システムに提供されるデータは、これは配達原簿の個人情報と

は紐づいていないと考えてよい。か。

○二井不動産市場整備課長：ご質問の点、今回、不動産 ID 提供システム（試作版）を作成する前段階で、日本郵便から基本的に住所に関する情報のみ抜き出したデータをいただき、当該データについて国土交通省のシステムの中で建物ベースに直せるところは直して、試作として提供してみるとことなので、基本的に日本郵便の配達原簿のデータとは紐づかない状況で提供されている。

○森構成員：国土交通省側ではそうだと思うが、提供元で考えるという慣行があり、提供元側で個人情報になつていると、それは個人情報となる。提供先では多分違うということだと思うので、提供元の状況がどうかについて教えてほしい。

○二井不動産市場整備課長：今回、個人情報保護委員会事務局とも確認をして、行政機関へ提供する場合は、一定の場合には個人情報であつても提供できるため、日本郵便で保有されている段階では住所のみであつても個人情報には該当するが、国土交通省に提供することが可能である。

そして、国土交通省では提供を受けた住所のみのデータとして保持し、国土交通省から不動産 ID 官民連携協議会員に不動産 ID と住所を提供するときには、個人情報ではない状態での提供になるということを、個人情報保護委員会事務局とも確認して、個人情報保護の関係では問題ないと理解している。

○森構成員：国土交通省から官民連携協議会への提供のところはおっしゃるとおりだと思うが、日本郵便から国土交通省のところは、どういうロジックか。

○二井不動産市場整備課長：個人情報保護法において、国に対しては、個人情報であつても一定の場合には本人の同意がなく提供ができるとする規定があり、日本郵便から国土交通省への提供に関しては、当該規定に基づいて提供を受けられることを確認している。

○森構成員：個人情報保護法 27 条の何号か。

○板倉構成員：1 項 4 号に調査の場合の適用除外があるので、それでやっているのでは。

○森構成員：事務を遂行することに対して協力する必要がある場合ということですね。分かりました。あまり使わない条文なので、ロジックをはつきりしたほうがいいかなとは思った。

＜データガバナンスに関する日本郵政の取組＞

○下山構成員：（説明資料7－3について）現段階で、全体の方針が決まってグループ間での合意が取れて、そこでプライバシーチェックリストができたという段階と認識をしているが、チェックの体制についてお伺いしたい。

チェックリストのチェックは、どなたがどのような形で実施されるのかをもう少しお伺いしたい。というのも、人がチェックをしてもあまり解決をしないと考えており、システム側で本当にそれが遵守されているかを機械的に判定する仕組みとか、今それが不可能になっている場合は、改善してシステム的に管理ができる体制に、今後実際の実装をしていく段階が必要なように感じられる。今回時間の都合でご説明されなかつたことがあるようであれば、併せてお伺いしたい。

○中山DX戦略部データガバナンス室長：プライバシーチェックリストは、今、完璧にフィックスした形でリストがあるわけではなく、今後、個別の施策が走るごとに、プライバシーガバナンスガイドブックに書いてあるような16類型を参考にどのようなプライバシー問題があるかを、例えば持株会社のデータガバナンス室、あるいはコンプライアンス統括部といった情報管理部署、法務部、グループ各社における情報管理部署、社外の専門の弁護士の方々等と協力してどういうところを施策においてチェックすればいいかを、近年だとダークパターンといった類型も参考にしながら、しっかり整理したい。

各社から取組が出てきたときに、その観点でチェックして、リスクマネジメントの仕組みで、そのリスクはどれぐらいの頻度で発生するのか、どれぐらいの重要性があるのかを確認した上で、重要度も高く、頻度も頻繁であるという可能性があれば、どういうところでリスク回避の取組をすべきかを、グループの利活用部署以外の部署の英知も結集してしっかりチェックしていくことを現状では考えている。

後段で指摘のあったシステムは、取組はこれからで、まずは関係部署の知見を活用して、そこでしっかりとチェックしていくことを考えている。施策が複数走り出すとシステムなしでは難しいところがあるので、できるだけ様々な最新の技術も取り入れながら、仕組み化していければと考えている。

○下山構成員：まだチェックリストも検討中で、実際に誰が、どのぐらいの頻度で、いつチェックをするのかもこれから計画される段階と認識した。

3ページ目のロードマップに関しても、当初の想定では2024年度中にルールを策定して2025年度からは実際の利活用を進めていく段階に入るということだが、今の検討状況を踏まえると、もう少し時間を要すると認識をした。というのも、システム側での対応も、こういったルールやチェックリストは、人手でのチェックではとてもこの規模のデータは回り切らないし、全職員、末端に至るまでこれを守

らせるのは、まず不可能で、いろいろな抜け漏れ、人為的な悪意を持った操作があるかもしれないという前提でもっとシステムティックに対応する方法を検討いただく必要があると認識をしている。

そういうことも踏まえて、体制の整備や仕組みの整備計画を全体でもつくっていただく必要があると認識をしている。ロードマップ内に全体で整備をしただけで終わるのではなく、もう少しルールを、この先の対策を取っていくことも含めて計画をして、公表される必要があるのではないかと考える。

○山中DX戦略部データガバナンス室長：コメントいただいた趣旨も踏まえて、引き続き検討していきたい。

○森構成員：二つ申し上げるが、一つ目は下山構成員が今言われたことと全く同じで、言葉を変えて言うと、先ほどスマートスタートというご説明があったけれども、ガバナンスにおいてまだスマートな部分があるのであれば、それは当然、その利活用においてもスマートであるべきで、まずはガバナンスができるから利活用するという順番になる。ガバナンス側もまだ完全ではない場合には実際の運用というのは控えめに、それこそスマートスタートで進めていただくということかなと思う。

もう一つは、全然話は変わるが、9月の報道でゆうちょデータをかんぽ営業に使うということがあり、これは個人情報保護法の問題というよりは保険業法違反だけれども、グループ内の共同利用になると、割と多くの人がそれを連想すると思うので、そちらのコンプライアンスのマネジメントシステムについても併せて言及していただくことが必要になってくるかなと思う。それについても、今日の資料にはなかったと思うけども、発表等をされる場合にはご配慮いただければと思う。

○山中DX戦略部データガバナンス室長：コメントの特に2点目は、現在、グループで該当の案件に関するプロジェクトチームを組成してグループとして検討を進めているので、担当部局ではないけれども、かかるべきタイミングで、今後、取組状況などについても発表していくことになろうかと思う。

○大谷構成員：2点ご教示いただきたい。1点目、日本郵政グループにおける共同利用のユースケースがなかなかイメージしづらいが、実際にルールを遵守する上で、この辺りをどう考えるのか。

まず、金融機関を含む企業グループという位置づけなので、例えば、金融分野についての上乗せガイドラインなどがあり、例えば、契約期間が終了した後のデータの保存期間について、これは一定期間を定めなければいけない正確性のルールなどがある。共同利用する場合には、共同利用するグループの他社においてこれらの金融機関向けのルール

がどのように遵守できるのかといった枠組みを決める必要があるかと思うけれども、事業が違うときちゃんと理解して対応することが難しいと思うので、覚書などで実際に制約をかけるという手続を取られると思うけれども、その実効性担保のための仕組みはどのように考えているか。

2点目、金融機関を含む金融企業グループということで、あまりよい言葉ではないと思うけれども、いわゆるバーチャルスラムという言葉があつてA Iなどのスコアリングの情報が共有されたり、それが積み重なることで個人のプライバシーに関わる情報が偏っていくというプロファイリング上の問題点などがよく取り沙汰されているけれども、日本郵政グループにおける共同利用において、そのような現象が生じていくことを防止する仕組みをどのように考えているのか。

○中山DX戦略部データガバナンス室長：両方まとめてご回答する形になるが、もともと事前承認、事前同意という枠組みがあり、今後、共同利用するときにはしっかりと、更にプライバシー保護の要素も含めて確認することを今回、ご説明した。ゆうちょ、かんぽであれば当然金融の情報が出てくる可能性もあるし、郵便であれば郵便の情報が共同利用の俎上に上ってくる。要は金融業法上の規制、先ほど森先生からもコメントあったクロスセルの話、すなわち保険業法や銀行法、あるいは金商法上の規制もあるし、郵便の情報であれば郵便法の話があり、我々が承認同意するプロセスにおいて、個人情報保護法はもちろんのこと、各種業法やそれに加えてプライバシー、この辺はまだ法律上、何か決まってはないが、先ほどのチェックリストとか、あるいは最近のダークパターンの議論とかも踏まえながらしっかりと確認したい。下山先生からあった、どう仕組み化するかは、今後のこともあるが、いずれにしてもグループ上の統制の中でしっかりと対応していくことでご理解いただければと思う。

○大谷構成員：その点は大いに期待している。やはりそれを受け止める個々のグループ会社のカルチャーとか、それを整えていくことも必要だと思うので、統制とともにグループ内の他社の置かれている業法上の制約なども理解する仕組みを整えていただければと思う。

○中山DX戦略部データガバナンス室長：おっしゃるとおり時間をかけながら、ゆうちょ、かんぽ、郵便も含めて議論しているが、その中で金融2社の特有の事情というのもいろいろ意見としては出てきた。グループ全体としてしっかりと取組を進められるように、丁寧に議論していきたいと思っている。

○庄司座長代理：基本的には、下山先生、森先生、多分大谷先生と同じようにやや厳しめのコメントになるかと思う。

今日ご説明いただいたのは、割と大規模なデータ活用についての考

え方と理解した。この関係では、日本郵政では日常の現場でデータガバナンスのいろいろな事象が起き、大分問題があったと思っており、そちらのガバナンスをどうしていくのかこそが重要ではないかと思う。つまり、ここからは下山先生の話と重なるが、大きな方針をつくるのはいいが、具体的なデータ利活用を始めるにも日常の現場のデータガバナンスをするにも、まだ十分な準備ができていないので、グループ横断的なデータ利活用を2025年度から始めるというのはまだまだ難しいと理解した。

今日、プライバシーの話も大分されているけれども、私の理解ではこの議論が始まった頃というのは、日本郵政にデータ活用を期待するという向きはあるけれども、非常に問題も大きくて、個人情報、プライバシーに関わらないところからデータ活用を始めるという方針、考え方も結構議論されていたように思う。もちろん、個人情報やプライバシーに関するルール、ガバナンス体制をつくっていくのも大事だが、プライバシー保護から遠いところから実績を積み重ねていって、体制が整ってから、やっとそういった議論ができると思う。

今日の話だけだとまだ全然具体性がないので、ぜひ、今後具体的に大規模プロジェクトをやるにしても、現場のレベルにしても、こういったガバナンスをしていくことを明示していただけるように期待したい。

○中山DX戦略部データガバナンス室長：ユースケースというのは今後出てくるものであり、施策の中身も踏まえて、ご指摘もあったところは慎重に対応していきたいと思っている。

○長田構成員：庄司先生ご指摘のところを、私もお話を伺いながらずっとと思っていたが、今日ご紹介いただいた取組自体は、一ユーザーからすればとても大きなことだが、決して具体的に何をする、どうするという話ではなく、考え方を話されただけと思った。

ユーザーの立場からすると、身近な郵便局に行って、貯金もし、保険にも入り、郵便も出していて配達も受ける。配達局、配達をされている方と私がいつも行く郵便局の方は違う人だとは分かるが、一つのグループとしてその局内でデータが利用されるというイメージを持つてしまう。ご説明を聞くと、決してそういうことではないことは分かるが、いずれにしろ、そういうユーザーにも分かるようなきちんとした整理をし、しっかりと説明をして、こういうことに利用していくと具体的にお話しいただける段階になって初めてデータの利活用が始まるようにしていただかないと誤解だけを生むことになるのではないかなどと思う。

昔の話で、今もあるかもしれないが、保険が満期になったときにこれどうするかという話を別の貯金の方がいろいろおっしゃったりとか、そういうのもみんな経験をしてきてている人たちもいっぱいいて、データの活用という言葉だけで、プライバシー保護に配慮してこういう仕

組みをつくるという考え方だけでは納得ができないところがあると思うので、丁寧に進めていただきたいと思う。

配達をする方々は様々な教育をされていると思うが、私の周りの人たちで配達の仕事をしている方も株主総会の時期にすごくいっぱい通知が来ているという話とか局内で何となくされているということも聞くので、そういうことも含めてデータの利活用を検討するとともに、プライバシーの保護について、そして信書の秘密について、同時に地道な教育もきちんとしていくことも大切だと思う。

○山中DX戦略部データガバナンス室長：ご指摘のとおりだと思うし、しっかり取組を進めてまいりたい。

今、長田先生おっしゃったような現場での取扱いでプライバシー、すなわちお客様が気持ち悪さを感じるところは事例としても幾つか把握しているので、過去、お客様から何かあったところはしっかりチェックリストの中に反映して、共有して対応していくことになるのかなと思っています。

いずれにしても、ご指摘踏まえてしっかり対応していきたい。

○谷川座長：ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思う。

以上で、本日のアドバイザリーボードを閉会する。次回の日程については、事務局より調整の上、連絡させていただく。

(3) 閉会（谷川座長の宣言により閉会）